

国公法弾圧堀越事件、世田谷国公法弾圧事件について 大法廷回付と違憲無罪を要請する署名

貴法廷に係属している国公法弾圧2事件は、公安警察がビラ配布を弾圧するために、国家公務員法・人事院規則を悪用して、30数年ぶりに起訴したものです。裁判では、憲法21条が保障する国家公務員の政治活動を一律・全面的に刑罰で禁止する国家公務員法・人事院規則の違憲性が争われています。

二つの事件のうち、国公法弾圧堀越事件の東京高裁第5刑事部（中山隆夫裁判長）は、公務員の政治活動に対する一律・全面禁止を合憲とした猿払事件最高裁判決は、「現在においては、いささか疑問がある」と指摘し、職務とは無関係に休日の一私人として行なった堀越さんのビラ配布行為には、「行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を侵害する抽象的な危険性も認められないから、堀越さんの行為を刑罰の対象とすることは憲法21条1項、31条に違反するとして、無罪判決を言い渡しました。

これに対し、世田谷国公法弾圧事件の東京高裁第6刑事部（出田孝一裁判長）は、猿払事件最高裁判決を無批判に全面的に踏襲して、国家公務員法・人事院規則は全面的に合憲であると、宇治橋さんのビラ配布行為の具体的な検討を行うことなく、有罪判決を言い渡しました。

この二つの東京高裁判決について、学者や新聞などは、「理は無罪判決の方にある」（朝日新聞社説）など、無罪判決を評価し、最高裁での猿払事件最高裁判決の見直しを求めています。

猿払事件最高裁判決に対しては、当時から憲法学者をはじめ、社会的な批判が強く、そのために堀越事件まで30年以上も国家公務員法違反での起訴をすることができませんでした。

さらに、猿払事件最高裁判決後、国際自由権規約の批准、公務員の労働基本権回復が具体的課題となっていること等、国家公務員法・人事院規則をめぐる国内外の状況は大きく変化しています。猿払事件最高裁判決の見直しは時代のすう勢となっています。

この2事件について、最高裁が猿払判決を見直し、違憲無罪判決を出すためには、事件を大法廷に回付することが必要です。貴小法廷が、2事件を大法廷に回付し、国家公務員法と人事院規則を合憲とした猿払事件最高裁判決を見直し、両事件について無罪判決を出されるよう強く要請します。

氏名	住所	募金

最高裁判所第二小法廷 千葉勝美 裁判長 殿

(送付先) 日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル46
電話052-251-2625 FAX052-251-8736